

justax

No.17

DEC'94

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

消費税法上の『事業』とは

所得税法上の「事業」と「業務」の区別の基準は法に特別の定めはなく、所得区分の上で何が「事業」に該当するかは、社会通念に従って判断されています。特に、不動産所得の事業の規模については、5棟10室という形式基準があって、青色専従者給与や青色特別控除適用の可否が判断されます。そのほか、事業税における10棟10室基準もある上に、廃止された相続税に係る措置法上の5棟10室基準をめぐっては訴訟係属中となっているなど、目の離せない問題でした。

■消費税の対象となる「事業として」行われる取引の範囲は、所得税法上の事業の概念より広く、「同種の行為を独立の立場で反復・継続して行うこと」と解されているところですが、平成5年7月1日、国税不服審判所は、消費税法上の「事業」の概念について初めての判断を示しました。

◎平成3年12月23日に死亡した納税者Xは、平成2年4月にモータープールに係る駐車場業を廃業して、所得税法229条に規定する事業廃止届を提出し、その跡地に8階建てのマンションを新築しました。平成3年6月から新規賃貸事業を開業し、同年7月に所得税法229条の事業開始届とともに、消費税法9条④項に定める「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、これによって課税事業者としての適用を受けられるものとして、この課税期間における消費税の還付申告をしました。

しかし、Y税務署長は、Xがモータープールの事業廃止届提出後も、このマンション跡地とは別の場所に、105.94㎡の土地を駐車場として貸し付けていたものであり、この貸付けは消費税法4条①項に規定する資産の譲渡等に該当するから、Xは平成3年6月に新規に事業を開始したのではなく、還付すべき税額はないと主張しました。

国税不服審判所の事実認定によれば、問題の駐車場は次のような規模でした。

①Xは、平成元年6月工務店に依頼して、この土地の周りをフェンスで囲み、敷地をアスファルト舗装し、白線で区画して番号を付ける工事を施し、駐車場として貸し付けていること

②この小規模な駐車場の収入金額は、平成元年分は108,000円、平成2年分は628,000円、平成3年分は672,000円を申告していること上記の認定の結果、審判所は消費税法上の「事業」について、『この場合の「事業」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等の行為を反復、継続、独立して遂行することと解するのが相当であり、消費に広く負担を求めるという消費税法においては、このように同種の行為を反復、継続、独立して行うようなものであれば、所得税法の事業の概念とは異なって、事業の規模までは問わないというべきである。』と判示しています。

所得税法、相続税法、消費税法、地方税法それぞれに「事業」の意義について定めがなく、その解釈は異なるとはいえ、年間収入672,000円を「事業」と納得するには頭を切り替えなければなりません。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)